

令和元年司法試験(民法)

第 1 問

第1. 設問1について.

1. 設問前段

いまず、仕事完成後に注文者への引渡しが必要となる仕事にかかる請負契約(民法(以下、法60条)632条)において、引渡し前はその目的物の所有権は材料提供者に帰属するが原則である。

そして、材料を全てBが提供している本件にあっては、上記原則に従えば、本件事故発生時は引渡し前であって、甲はBの所有にあるということになる。

しかし、本請負契約当事者の間で、これと異なる特別の定めがあれば、その特別に従うこととなる。

(2) 本件において、特約があったといえるか。

まず、材料を提供した請負人に、請負の目的物の所有権を引渡し時まで帰属させておく利点としては、請負契約にかかる報酬債権の支払いを確保することからできる点にあるといえる。

そうだとすれば、明示的な特約があった場合に限らず、契約の内容、態様に照らし、請負人の報酬債権の支払いを確保する必要性に乏しい場合には、黙示の特約があったものとして、~~原始的に~~注文者に甲所有権が帰属すると解する。

本件についてみるに、本件契約において請負代金の支払期日は、契約日、着工日、棟上げ日、引渡し日にヤ

第

問

それぞれ、10%、30%、40%、20%を分割して支払う」として
されており、事実、本件事故発生時、棟上げまで済んで
おり、Aは定められた通りの額を現実に支払済みである。

そうすると、現にAは代金の内の8割もの部分を支払済み
であり、残る未償還の代金債権は全体の2割にすぎないとい
うことになる。よってとすれば、棟上げの時点で、Bの請負代金
債権の支払い確保の必要性は~~乏しい~~^{少ない}といえる。

よって、本件契約においては、棟上げの時点で、注文者に
目的物の所有権が帰属するという黙示の特約があるとは解
すべきである。

③) したがって、棟上げまで完了している本件事故発生時に
あっては、~~甲所有権は~~（建物）の所有者は、注文者である
Aである。

2. 設問後段

何項？ 正確に！

④) Cは、Aに対し、クク条に基づき本件事故による
損害の賠償を請求するといことが認められる。認めら
れるか。 ~~要件を列挙してください。~~

①) まず、土地の工作物（同条）とは、土地に定着
した人工物をいうといふ。甲は、完成後の建物で
あるから、これにあたる。

②) よって、甲建物に用いられていた建築資材に
欠陥があったのであるから、保存に瑕疵があっ
たといえる。

定義は？

（第 問）

(3) また、Cは、上記保存の瑕疵により生じた甲建物の一部損傷により落下した甲建物の一部により~~甲~~負傷している。よって、これにより、治療費の支出を余儀なくされているから、上記瑕疵との因果関係が認められる損害の発生がある。

(4) 所与のもと、所有者Aが責任を負うのは、占有者が「必要の注意」をしたとき、つまり、瑕疵につき無過失のときである。では、甲の占有者Bは無過失といえるか。

たしかに、欠陥のある資材を調達して、建築に供したのはBである。

しかし、この資材は定評があり、その品質を疑うものはほとんどおらず、さらに、製造業者が本来行うべき厳密な検査ではじめて明らかに「このよう」な瑕疵が要因と判明にすぎない。

そうだとすれば、一建築業者たるBが、建築資材をこのように精緻に調査すべき義務は本件においてはなからたというべきである。

よって、Bは無過失である。

(5) したがって、Aの請求は認められる。

第2. 設問2について

要件がいまいち → 効果は効いてる

1. Aは、本件売買契約に基づき、乙を譲受したとにより、Dの所有する賃貸人たる地位が移転(605条の2)したと主張する。②を根拠とすることが考えられる。

第

問

2. 他方で、Fは、債権譲渡の対抗要件(46条)を具備しているから、自己が本件貸付借契約に係る貸料の請求を受ける権利を正当な債権者であると主張するものとする。

す。いずれが正当か。 **本質が同一の行為か否か**

(1) まず、Eは、この引渡を受けているから、借家権の対抗要件を備えている(借地借家法31条)。そして、Hは、Dからこれを譲受けているから、賃貸人たる地位が移転しているといえる。

(2) また、Fは、平成28年8月3日、貸料債権の譲受をしている。

(3) そうだとすれば、両者は、当該債権につき対抗関係にあるといえる。では、危険をいかに決すべきか。

この点、605条の2第3項において、譲受人は、賃貸の目的物につき自己の義務を履行しなければ、賃貸人に賃貸人たる地位を対抗できないとされている。この趣旨は、賃貸人から見て、いずれの者が正当な貸料債権者の請求権者であるかを明確であり、その危険を賃貸人に帰すべきではないからである。

理由が異なるという点 **OK**

そして、この趣旨は、同一貸料債権につき、賃貸人たる地位の移転を理由として、その請求の正当性を主張する者と、債権譲渡を理由として、その請求の正当性を主張する者とが対抗関係にあっても妥当する。

そして、債権譲渡の第三者対抗要件たる通知又は公告(46条2項)および、605条の2第3項の登記

（第 問）

の先後をもって、その優先を決すべきである。

本件についてみるに、Fが抗弁事件を具備したのち、通知の到達した平成20年8月31日であり、Hが登記を具備したのは、平成30年2月20日である。

よって、Fの方が先に抗弁事件を具備している。

4. したがって、(イ)が正当である。

第3. 設問3について。

Hは、本件債権引受契約を、錯誤(95条)を理由として取消し、無効(121条)を主張するにやがてあつた。その主張は認められるか。要件列挙

1. まず、Hは、乙建築物にかかる賃料収入を得ようとして見込んで、乙建築物を買受けていながら、法律行為の基礎となる事情にもかかわらず、その認識に反して、その取引を受諾し得たといふから「法律行為の基礎となる事情(95条項2)」につき錯誤があったといえる。

2. そして、上記の錯誤がなければ、Hは乙建築物を買受けたが、たといふとし、また、さすがに古からの友人といはうても、理由もなく、6000万という高額つものを買受けることは通常想定できず、一般人においても錯誤がなければ、本件売買契約にかなる意思表示をしないかたであらうから「重要」(同項柱書)といえる。

3. また、賃料収入が見込めるという事情は、本件債権引受契約の相手方であるGが告げており、その後

（第 問）

1 Hがそれらの購入しようかとの態度に出ている。そして、
2 Gに対する弁済は、1600万円を除いて、以後10年間
3 毎月20万円支払うとしており、これは、本件賃貸借契約に
4 かかる賃料25万円のうちから支出するとの意見と解するのが
5 合理的である。

6 そうだとすれば、上記の事情は、法律上の基礎として
7 いえることが表示されているといえる。

8 4. ただし、これに対し、Gからは、Hには重過失がある
9 (同条3項)との反論がありうる。

10 たしかに、Fへの債権譲渡の事実を聞かずにあきらかに
11 ら、大した調査もせずに、~~貸料~~ 確たる根拠もなく賃料収入
12 が入るだろうと思い込んだHには重過失があるとい
13 えるのである。

14 もっとも、前述のJとて、賃料収入が見込めるとの
15 提案はGがしており、Gも同様の錯誤に陥っているとい
16 える。

17 よって、同項2号により、Gの反論は認められない。

18 5. したがって、Hは95条1項2号により、本件債務引受契
19 約を取消し、その無効を主張する、とすることができる。

20 以上